融資利用者に対する補助メニュー

☆詳細1【利子補給制度】

下記の利子補給対象融資制度利用による年間支払利子合計額の**２０％（上限１０万円）**を市が予算の範囲内で毎年補助します。

補給対象融資制度	補　給　対　象　者	補給額	補給期間
【秩父市 小口・特別小口融資】 【日本政策金融公庫の 国民生活事業融資制度】	①市内に店舗、工場または事業所を有する中小企業者であること ②市内での事業活動のための資金として借入れをしていること ③市税を完納していること ④他の市町村の利子補給制度を利用していないこと	年間支払利子の２０％以内（１世帯または１事業所あたり上限１０万円）	１０年以内

◇毎年１月に前年分の年間支払利子に対する利子補給申請を受け付けます。

☆詳細2【信用保証料補助制度】

下記の補助対象融資制度での融資を、当初の返済予定どおりに完済された場合、信用保証料の**全額**を補助します。

補給対象融資制度	補　給　対　象　者	補給期間
【秩父市 ハイパワー資金（創業枠）】 【秩父市 小口・特別小口融資】	①当初契約時の融資契約期間内に左記の補助対象制度による融資金を完済したこと ②市税を完納していること ③左記の補助対象融資制度による融資を受けたときから、個人にあっては住所および事業所を、法人にあっては本社を、それぞれ市内に引き続き有していること	１０年以内

◇毎年２月に前年中に完済した方の信用保証料補助申請を受け付けます。

相談窓口

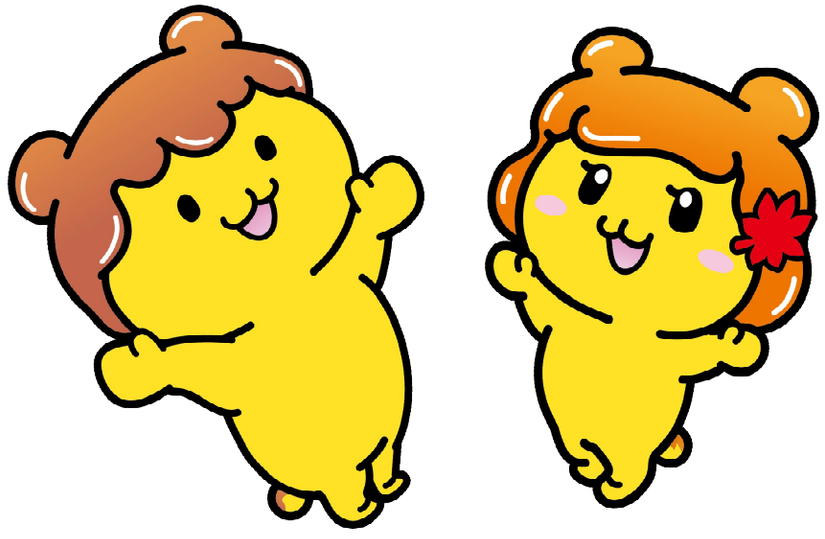
相談の種類	相　談　日　時	会　　場	相談員	ご予約・お問合せ
融資相談	月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前８時３０分～午後５時１５分	秩父市役所　先端技術推進課 （歴史文化伝承館 ３階）	先端技術推進課 職員	秩父市役所 先端技術推進課 ☎２１－５５２２
	月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前９時～午後５時	秩父商工会議所 （秩父地場産センター 3階）	商工会議所 経営指導員	秩父商工会議所 ☎２２－４４１１

◇毎年２月に前年中に完済した方の信用保証料補助申請を受け付けます。

事業者の皆様向け

秩父市
融資メニューのご案内

令和8年4月1日現在



秩父市イメージキャラクター
ポテくまくんとぷめるちゃん

【お問い合わせ先】
秩父市役所 先端技術推進課
秩父市熊木町8－15　歴史文化伝承館3階
☎0494-21-5522

融資制度メニュー

【秩父市中小企業振興資金（秩父市ハイパワー資金）（通常枠）】

申　込　要　件	融資限度額	利　　率	融資期間・償還方法	担　　保	保証人	信用保証	取扱金融機関
①市内に店舗、工場もしくは事業所（法人の場合は本社）を有している中小企業者であること ②市税納税義務者にあっては、市税を完納していること	運転・設備 合わせて ２，０００万円 ※２	融資実行時の長期プライムレートと同率 （市の補助分を差し引いた利率で実行） **◇お得ポイント①◇** 実行利率１．０％分を限度として、融資利率の２分の１を市が予算の範囲内で補助します。事業者の方は、補助分を除いた額で返済することができます！　※１	運転７年以内 設備１０年以内 （据置６か月以内） 元金均等分割返済	必要に応じて	必要に応じて	原則必要	埼玉りそな銀行　秩父支店　☎22-3850 武蔵野銀行　秩父支店　☎22-0940 足利銀行　秩父支店　☎22-1700 埼玉信用組合　秩父支店　☎22-2400 東和銀行　秩父支店　☎22-4353 埼玉縣信用金庫　秩父支店　☎22-2550 商工中金　熊谷支店　☎048-525-3751 （埼玉信用組合は秩父地域の各支店で取扱中） ※４　同時に複数の金融機関への申請は不可

※１　例）長期プライムレートが2.2%のとき、融資実行利率は1.2%です。

New 【秩父市中小企業振興資金（秩父市ハイパワー資金）（創業枠）】

申　込　要　件	融資限度額	利　　率	融資期間・償還方法	担　　保	保証人	信用保証	取扱金融機関
①市内に住民登録または法人登記がされていること ②市税納税義務者にあっては、市税を完納していること ③信用保証協会の代位弁済による債務がないこと ④許認可等が必要な業種にあたっては、その許認可等を取得していること ⑤以下ア～エに該当する創業者または新規中小企業者であること 〈創業者〉：市内で事業を開始しようとする方 ア.事業を営んでいない個人で、貸付実行日から１か月以内（「証明書の写し」（※２）を提出したものにあっては６か月以内）に市内で事業を開始する者 イ.事業を営んでいない個人で、貸付実行日から２か月以内（「証明書の写し」を提出したものにあっては６か月以内）に市内に会社を設立し、事業を開始する者 〈新規中小企業者〉：市内に事業所または本社を有する方 ウ.事業を営んでいない個人で、 事業開始から５年未満の個人 エ.事業を営んでいない個人により設立された会社で、設立５年未満の会社	運転・設備 合わせて 2,０００万円 ※３	融資実行時の長期プライムレートから２.０％引いた実行利率（下限；０.５％） ※取扱金融機関と市が長期プライムレートから１.０％ずつ引いているため、この金利を実現しています！ **◇お得ポイント①◇** 長期プライムレートから差引く２.０％のうち１.０％分（1世帯または１事業所あたり上限１０万円）を市が予算の範囲内で毎年補助しています！	運転５年以内 設備５年以内 （据置６か月以内） 元金均等分割返済	不要 **◇お得ポイント②◇** 各審査次第で経営者保証等を免除できる可能性があります。「SSS」を利用する場合、経営者保証は不要です。	必要に応じて （SSSを利用する場合は不要）	【市町村創業関連保証】年0.8~0.9% （埼玉県信用保証協会の審査により決定） 【スタートアップ創出促進保証制度(SSS)】年1.0～1.1% （埼玉県信用保証協会の審査により決定） ※SSS利用の場合、税務申告1期未終了の方は、創業資金総額の1/10以上自己資金がある必要があります。 **◇お得ポイント③◇** 小口・特別小口とも、当初の返済予定どおり完済すると、市が保証料の全額を補助します！ ☆裏面 詳細２参照	埼玉りそな銀行　秩父支店　☎22-3850 武蔵野銀行　秩父支店　☎22-0940 足利銀行　秩父支店　☎22-1700 埼玉信用組合　秩父支店　☎22-2400 東和銀行　秩父支店　☎22-4353 埼玉縣信用金庫　秩父支店　☎22-2550 （埼玉信用組合は秩父地域の各支店で取扱中） ※４　同時に複数の金融機関への申請は不可

※２　証明書の 写し：秩父市から証明を受けた、特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書（経済産業省関係産業競争力教化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第７条第１項の定による証明に関する申請書）の写し。取得方法の具体例）"ちちぶ創業塾"を規定回数受講、またはちちぶ地域創業支援等事業計画に基づく"専門家個別支援事業"を規定回数受けること
※３　借入金の返済や税金の支払い等は対象外です。
※４　限度額内であれば複数借入れが可能です。（同一金融機関に限ります）

【秩父市小口・特別小口融資】

	申　込　要　件	融資限度額	利　　率	融資期間・償還方法	担　　保	保証人	信用保証	取扱金融機関
小口	①中小企業者で信用保証対象業種を営んでいること　※3 ②継続して1年以上市内に住所及び事業所（法人の場合は本社）を有し、かつ、同一事業を営んでいること ③市税納税義務者にあっては、市税を完納していること ④許認可等が必要な業種の場合、有効な許認可等を受けていること ⑤本制度による融資を受けている方の保証人となっていないこと ⑥埼玉県信用保証協会の代位弁済を受けた方にあっては、その債務者及び保証人が代位弁済による債務を完済していること ⑦法人の場合、代表者が③の要件を満たしていること	運転・設備 合わせて １，０００万円 ※２	年１．２５％ （固定金利） ◇お得ポイント①◇ 市が年間支払利子の２０％以内（1世帯または１事業所あたり上限１０万円）を毎年補助します！ ☆裏面 詳細１参照	運転７年以内 （据置６か月以内） 月賦償還 設備１０年以内 （据置１２か月以内） 月賦償還	必要に応じて	必要に応じて	【小口（市町村制度金融保証）】 年0.37%～1.79% （埼玉県信用保証協会の審査により決定） 【特別小口（市町村小口企業保証・特別小口保証）】 年0.7%～0.8% （埼玉県信用保証協会の審査により決定） ◇お得ポイント②◇ 小口・特別小口とも、当初の返済予定どおり完済すると、市が保証料の全額を補助します！ ☆裏面 詳細２参照	埼玉りそな銀行　秩父支店　☎22-3850 武蔵野銀行　秩父支店　☎22-0940 足利銀行　秩父支店　☎22-1700 埼玉信用組合　秩父支店　☎22-2400 東和銀行　秩父支店　☎22-4353 埼玉縣信用金庫　秩父支店　☎22-2550 （埼玉信用組合は秩父地域の各支店で取扱中） ※４　同時に複数の金融機関への申請は不可
特別小口	上記に加えて ①常時使用する従業員が20人（商業、サービス業は５人）以下の会社、個人および医業を主たる事業とする法人 ②本制度による保証の他に埼玉県信用保証協会の保証を付した借入金のないこと ③市県民税の所得割（法人は法人税割）があること				不要	不要		

※５　農林漁業、遊興飲食店のうち風俗関連営業、性風俗関連特殊営業業種、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体、LLP(有限責任事業組合)等は原則として保証の対象となりません。
農林漁業、金融業のなかでも対象となる業種もあります。詳しくは取扱い金融機関へお問合わせください。